

へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 355万円
(前年度 4件 2821万円)

1 補助金の概要

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の1/2を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒が通学のために利用する交通機関の旅客運賃等の交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、学校統合後に当該統合校に転入してきたり、学校統合はあったものの通学する学校の所在地が変わらなかつたりするなど遠距離通学することになった原因が学校統合ではない児童・生徒等は補助対象とならないこととされている。

2 検査の結果

静岡県伊豆市は、平成27年度から29年度までの間に、統合後の小学校3校に通う遠距離通学児童が通学のために利用する交通機関の定期券購入費に係る補助対象経費を3606万円と算定して、1753万円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同市は、補助対象経費に、学校統合はあったものの通学する学校の所在地が変わらないなど補助対象とならない児童に係る定期券購入費810万円を含めていたため、補助金355万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
静岡県	伊豆市	遠距離通学費	平成27~29	円 3606万	円 1753万	円 810万	円 355万	補助対象とならない児童に係る交通費を補助対象経費に含めていたもの